



議案第百七号

三朝町都市計画審議会条例の設定について

次のとおり三朝町都市計画審議会条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町都市計画審議会条例

(設置)

第一条 都市計画行政の円滑な運営をはかるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき三朝町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査及び審議する。

- 一 町が定める都市計画に関すること。
- 二 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- 三 その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する委員をもつて組織する。

一 学職経験者

四 人

二 町議会の議員

四人

三 関係行政機関の職員 二人

(委員の任期)

第四条 委員の任期は三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失つた場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第五条 審議会に、特別な事項を調査及び審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に關係のある臨時委員の過半数をもつて決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、観光建設課において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。